

広島県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|-----------|--|--------------|
| 県道千代田八千代線 | 山県郡北広島町南方字古屋之谷三三四二番一地从先から山県郡北広島町南方字粟久五五九九番一地从先まで | 平成二十五年四月二十五日 |